○国土交通省告示第八百六十七号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号の二イ及び軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第二十三条ノ二第一項第一号の規定に基づき、鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（平成八年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

表中

函館市	北海道函館市末広町五番十四号

を

道南いさりび鉄道株式会社	北海道札幌市中央区北三条西六丁目一番地
函館市	北海道函館市末広町五番十四号

に改める。

表北近畿タンゴ鉄道株式会社の項を削り、同表鹿児島市の項中「鹿児島県鹿児島市高麗町四十三番四十一号」を「鹿児島県鹿児島市上荒田町三十七番二十号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十八号

遠州鉄道株式会社及び長崎自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十七第五〇〇九号及び平二十七第五〇一〇号）については、平成二十七年七月九日付け国運審第三十三号及び同第三十四号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

○環境省告示第九十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年七月十七日

環境大臣　望月　義夫

一　次の単独施設を追加する。

種類　位置

宿舎　静岡県伊豆市（小下田）

二　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第百号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年七月十七日

環境大臣　望月　義夫

一　富士箱根伊豆国立公園

公園事業の名称及び種類	区域
恋人岬園地	静岡県伊豆市（恋人岬）
小下田宿舎	静岡県伊豆市（小下田）

二　妙高戸隠連山国立公園

公園事業の名称及び種類	区域及び路線
弥勒新道線道路（歩道）	起点―長野県長野市（一不動・歩道分岐点） 終点―長野県長野市（戸隠牧場・歩道合流点）
天狗原奥西山線道路（歩道）	起点―長野県北安曇郡小谷村（堂津山） 終点―長野県北安曇郡小谷村（奥西山・国立公園境界）
赤倉山南麓線索道運送施設	起点―新潟県妙高市（杉野沢・国立公園境界） 終点―新潟県妙高市（赤倉山南麓）

○環境省告示第百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十七日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社クレハ環境

ロ　住所　福島県いわき市錦町四反田三十番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　谷口　伸幸

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福島県いわき市錦町落合百二番二、百六番一、百十五番、百十五番二、百二十番、百二十二番一、百二十六番、百三十六番一、百八十二番及び百八十三番並びに四反田一番四、一番十二、一番十三、四番一、六番一、七番一、八番一、九番一、九番四、九番五、三十五番三、三十五番四、三十六番及び三十七番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）